

障害者福祉課
子ども政策課
児童相談課

議案第22号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」等の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等(以下「条例等」といいます。)の一部を改正します。

1 改正理由

管理栄養士養成施設卒業者の負担軽減を図るため、管理栄養士国家試験の受験資格が見直され、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法(昭和22年法律第245号)の改正が行われました。

これにより、管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士免許を取得する必要がなくなったため、児童福祉施設等における職員の配置基準に、栄養士免許を有しない管理栄養士を加える省令改正が行われたことを踏まえ、条例等の一部を改正します。

2 改正内容

職員の配置基準について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができるよう改正します。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 改正する条例

1	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
3	港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
4	港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第一条関係）	
改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（職員）</p> <p>第二十七条 乳児院（乳幼児十人以上を入所させる乳児院に限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 栄養士又は管理栄養士</p> <p>六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>（職員）</p> <p>第五十三条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理</p>	<p>（前略）</p> <p>（職員）</p> <p>第二十七条 乳児院（乳幼児十人以上を入所させる乳児院に限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 栄養士</p> <p>六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>（職員）</p> <p>第五十三条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないこ</p>

員を置かないことができる。

一〇五 (略)

六 栄養士又は管理栄養士

七・八 (略)

2〇5 (略)

(中略)

(職員)

第六十二条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

一〇三 (略)

四 栄養士又は管理栄養士

五・六 (略)

2 (略)

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護

とができる。

一〇五 (略)

六 栄養士

七・八 (略)

2〇5 (略)

(中略)

(職員)

第六十二条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

一〇三 (略)

四 栄養士

五・六 (略)

2 (略)

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護

<p>師又は准看護師をいう。以下この条及び第七十三条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する場合</p>	<p>師又は准看護師をいう。以下この条及び第七十三条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 栄養士</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する場合</p>
---	--

には、当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設である場合 栄養士又は管理栄養士

二・三 (略)

3～6 (略)

(中略)

(職員)

第八十条 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

一～七 (略)

八 栄養士又は管理栄養士

九 (略)

2～5 (略)

(中略)

(職員)

第八十七条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければ

には、当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設である場合 栄養士

二・三 (略)

3～6 (略)

(中略)

(職員)

第八十条 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

一～七 (略)

八 栄養士

九 (略)

2～5 (略)

(中略)

(職員)

第八十七条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければ

ならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

一〇六 (略)

七 栄養士又は管理栄養士

八 (略)

二〇五 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

ならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

一〇六 (略)

七 栄養士

八 (略)

二〇五 (略)

(後略)

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第二条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員)</p> <p>第二十条 一時保護施設には、児童指導員(入所児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十三条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員)</p> <p>第二十条 一時保護施設には、児童指導員(入所児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十三条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表(第三条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 栄養士又は管理栄養士</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 栄養士</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を、区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>（前略）</p> <p>（従業者の配置の基準）</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を、区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 栄養士</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（後略）</p>

障害者福祉課
子ども政策課
児童相談課

栄養士又は管理栄養士の配置が必要な児童福祉施設等について

1 栄養士又は管理栄養士の配置が必要な施設

番号	施設種別	施設名称
1	乳児院	慶福育児会麻布乳児院
2	乳児院	東京都済生会中央病院附属乳児院
3	児童発達支援センター	港区立児童発達支援センター

2 その他

港区一時保護施設については、港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、栄養士又は管理栄養士の配置が必要となっておりますが、入所児童が40人以下のため、対象外となっております。